

注意事項

- (1) 法人の場合は、本社・本店が日光市外の場合でも、市内に事業所があれば申請は可能です。
 個人事業主の場合は、市内に住民登録がなくても事業所や店舗等が市内にある場合対象です。
- (2) 申請は同一法人及び同一事業者につき1回限りとし、対象事業の着手前に申請が必要です。
 ※補助金の交付決定前に事業着手(契約・発注・支払等を含む)した場合は対象外です。
- (3) 自主制作は対象外となります。

補助対象者事業者について

Q1 補助対象事業者とは。

A1 市内に本店又は事業所を有する、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する法人(みなし大企業※は除く。)又は個人で、以下(1)から(7)の要件を満たす事業者です。

- (1) 補助金の交付申請時点において、創業から12月を経過している者
- (2) 受給後も事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税及び公共料金を完納している者
- (4) 日光市暴力団排除条例(平成24年日光市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団等に該当しない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていない者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っていない者
- (7) 申請する補助対象事業に対し、他の補助金の交付を受けていない者

※みなし大企業は以下のとなります。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

Q2 事業者等に含まれるものは。

A2 個人事業主を含む中小企業者が含まれ、中小企業基本法において次の表のとおり規定されています。そのほか、特定非営利活動法人や社会福祉法人等も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

・中小企業者の範囲

業 種	資本金(会社)	従業員(会社・個人)
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下

Q3 創業予定者は対象になるか。

A3 対象外です。交付申請日時点で日光市内にて、12月以上事業を営んでいる事業者が対象です。

Q4 他の補助金を受けているが、市補助金は申請できるのか。

A4 本補助金と他の補助金等を重複して受けることはできません。

補助対象事業や補助対象経費、補助額について

Q5 自社ホームページや自社 EC サイトとは。

A5 それぞれの定義は以下のとおりとしています。

自社ホームページ	自社の事業内容について情報発信を行う役割を持つウェブサイト
自社 EC サイト	電子商取引を行う自社ウェブサイトものであって、自社の商品の購入から決済までを行うことができる機能を有するもの
PR 動画	自社の事業または商品内容について情報発信を行うための動画
VRコンテンツ	仮想現実(Virtual Reality)技術を用いて制作された自社の事業または商品内容について情報発信を行うためのデジタルコンテンツ

Q6 ホームページの「新規制作」「改修」とは。

A6 「新規制作」は、現在ホームページを保有していない事業者が、新たに自社のホームページを制作することを指します。「改修」は、既に自社ホームページを保有しており、そのホームページの全面的なリニューアルや「人材確保や生産性の向上」を目的としたコンテンツ、ページを追加するための改修を指します。

(例)採用・求人専用ページやコンテンツの追加、自社ブランド製品に関する特設ページやコンテンツの追加など

※単なるページの追加や機能の追加は補助対象外となる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q7 すでに EC サイトを保有しているが、その改修費用は対象となるか。

A7 対象外です。自社 EC サイトは「新規制作」のみが対象となります。

Q8 EC サイト制作はモール型サイトへの出店費用も対象となるか。

A8 対象外です。『自社』EC サイト」の制作が対象となるため、モール型サイト(オークションサイト、フリーマーケットサイト等)への出店に係る費用は対象となりません。

Q9 市内に複数の事業所を経営している。複数の事業所それぞれでの自社ホームページ等の制作は対象となるか。

A9 対象とはなりませんが、1事業者としての申請となります。そのため、複数の事業所ごとに自社ホームページ等の制作を実施した場合でも、まとめて申請してください(補助上限額 50 万円)。

Q10 補助金の対象となる事業はいつから開始していいのか。

A10 補助事業の着手は、日光市からの交付決定後より開始してください(交付決定前に着手した事業については補助対象外となりますのでご注意ください)。

Q11 制作等を自ら実施する場合、その費用は補助対象経費となるか。

A11 対象外です。自主制作等に係る費用は対象となりません。

Q12 既に制作したものは対象になるか。

A12 対象外です。補助金の交付決定前に制作、改修したものは対象になりません。

Q13 制作や改修に係る委託業者は、日光市外でも対象となるか。

A13 対象となります。

Q14 対象経費に含まれるものは。

A14 対象経費に含まれるものは、外部委託費、新規制作に係る初期費用(プロバイダー契約料、サーバー手数料、新規回線加入費、ドメイン取得料など)、研修費用(制作物の運用に係る教材購入費、研修受講費など)となります。なお、以下の経費は対象外となりますので、ご注意ください。

<対象外経費>

- ・通信費
- ・制作物の維持管理費(サーバー維持費、ドメイン維持費など)
- ・パソコン・ソフト等備品購入費やリース費
- ・消費税及び地方消費税

Q15 補助率や限度額は。

A15 補助率は補助対象事業費の2分の1で、補助上限は50万円となります。なお、千円未満は切り捨てとなります。

Q16 受け取った補助金は課税対象となるか。

A16 原則、所得税、法人税上の課税対象です。詳細はお近くの税務署へお問い合わせください。

交付申請及び実績報告について

Q17 申請方法は。

A17 商工課窓口へ直接申請してください。なお、対象事業になるかの確認等、市商工課へ申請前にご相談いただくと、その後の手続きがスムーズです。まずは、ご相談ください。なお、申請受付期間は令和8年2月27日(金)までとなりますのでご注意ください。

Q18 申請は抽選となるのか。

A18 当該補助金は予算の範囲内で交付することから、予算額に達し次第終了となります。抽選ではなく先着順になります。

Q19 交付決定後に申請内容と事業内容が変更になった場合、報告は必要か。

A19 報告が必要となります。実施する事業内容の変更により、補助金額に変更が生じる場合などは、事前に補助事業変更承認申請書の提出をいただき、変更の承認を受ける必要があります。

Q20 実績報告書の提出期限はいつまでか。

A20 事業が完了した日(事業費支払いの領収書類の最終の日)から速やかに提出してください。なお、対象事業の制作等及び支払いは、令和8年3月31日までに完了する必要がありますのでご注意ください。

Q21 補助金はいつ支給されるのか。

A21 当該補助金は事業完了後(実績報告書提出後)のお振込みとなります。「補助金等確定通知書」がお手元に届き次第、お早めに請求書をご提出ください。請求書提出後、1 か月程度でのお振込みとなります。

Q22 制作が完了した PR 動画や VR コンテンツは自社ホームページ等での掲載が必要か。

A22 必要となります。本補助金では情報発信へ向けた事業の推進を図るため、制作物は実績報告書提出までに、自社ホームページ、自社 EC サイトまたは SNS 公式アカウントでの掲載を必須としています。

Q23 制作や改修が実績報告期限(令和8年3月31日)までに間に合わない場合はどうなるのか。

A23 実績報告期限(令和8年3月31日)までに、制作や改修の実施及び支払いが完了し、実績報告書を提出していただくことが条件です。間に合わない場合、補助金を交付できないことがあります。

Q24 制作したホームページ等の調査はあるか。

A24 補助金交付要綱に基づき、必要に応じて制作物等の調査をすることがあります。

Q25 交付申請、実績報告に際して必要な書類は。

A25 当周知チラシ2ページ目の「手続きの流れ」にて示した中の【申請時必要書類】・【完了後必要書類】をご確認ください。 ※以下に必要書類についての詳細を記載しますので、ご参照ください。

【申請時・完了後の必要書類】…様式に定めがなく、申請者にご用意いただくもの。

申請時	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類	● 法人 ① 法人の登記事項証明書の写し (申請月の概ね3ヶ月以内に発行されたもの) ② 市内で事業活動を営んでいることが確認できる資料(本社が市外の場合) ● 個人事業主：開業届の写し、直近の確定申告書 B 第一表及び所得税青色申告決算書(1、2頁)の写し、営業許可証のいずれか
	補助対象経費の見積書及び明細書の写し	見積書及び明細書は委託事業者等より徴取してください
	自社ホームページ、自社 EC サイトまたは SNS 公式アカウントの内容がわかるものの写し(自社ホームページの改修又は PR 動画、VR コンテンツ制作の場合)	以下に応じて、その主要ページ等を印刷したもの(URL 含む) ● 自社ホームページ改修：改修前の自社ホームページ ● PR 動画、VR コンテンツの制作：制作物を掲載する自社ホームページ、自社 EC サイトまたは SNS 公式アカウント
	振込指定口座の通帳の写し	申請者名義の預金通帳の見開き頁(金融機関名、口座名義、口座番号が記載されている箇所)
完了時	契約書等の写し	委託事業者との補助対象事業の実施に係る契約書等
	補助対象経費の支払いに係る領収書等の写し	委託事業者等からの領収書又は金融機関への振込依頼書等
	補助対象事業の実績が確認できる書類	● 完成したホームページ又は EC サイトのページを印刷したもの(URL 含む) ● 完成した PR 動画又は VR コンテンツをデータなど

☆お問合せ☆ 日光市 観光経済部 商工課 工業係

〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所2階 **26番窓口**

TEL：0288-21-5136 FAX：0288-21-5121 MAIL：shoko@city.nikko.lg.jp